近世後期における都市商人

奈良晒布青苧中買について―

奥 田 修

はしがき

Ξ 青苧問屋・中買の構造 奈良晒布の生産流通機構

四 生布中買の性格

(1)蔵苧をめぐる問題 青苧中買の独占の強化

五

の他国紬をめぐる問題

(7)他国布への圧迫

青苧中買と生布中買との対抗

六

分生布中買の青苧直買

か株仲間解放をめぐる直買問題 四生布中買の生布販売自由の要求

七

青苧市場の構造と都市商人

は が き

礎に、 に明らかにするということへ関心が向けられているようである。 近世における商品流通の問題は、最近では大塚久雄氏の理論を適用して、 農村内部における分業と、商品流通が展開することによって成立する。そしてこの局地市場の考え方には 局地的市場は農村における商品生産の発展を基 V わゆる局地的市場の問題を具体的

Ŧ. (X I E)

近世後期における都市商人(奥田)

Ŧ.

その対極に遠隔地間商業の問題がおかれている。遠隔地間商業は農民的商品生産を領主あるいは都市商人によっ て、 農村内部の分業を阻止しつつ全国的市場に組みいれることによって成立するものとされている。

の都 それに対応するために都市商人内部のいろいろの変動が分明するはずであり、その結果は「商品流通」に対して 括してみるのではなく、 業との対抗関係になるが、それらについては実証的な研究も次第に出てきている。 在郷商人をみなければならないし、都市商人との関連を明らかにしなければならない。それは在方商業と町方商 多くの問題を与えることと思われる。 を直接に明らかにするのに不充分であったからと考えられる。 る都市商人あるいは町方商業を、 それは今日まで、 農村における商品流通の担当者としては、 市商人の問題を考えてみたいとおもう。とこでとりあげるのは近世奈良晒布青苧中買商人である。 商品流通の問題は農村の側から究明しようとした研究が多く、都市の商業あるいは市場構 都市商業自体を直接的にみていったときは、封建支配体制また市場構造の変化ととも、 全国的な市場構造と関連して考えられている場合は比較的少いように思われる。 そこでこの小文では、 在郷(在方)商人があるが、 全国的な市場構造との関連に留意しつつ、 在郷商人、 局地的市場をみてゆく場合は当然との 在方商業に対して、 しかしその場合にいわれ 「都市商業」を 近世後期 てい 造

奈良晒布の生産流通機構

奈良晒布の生産販売機構については、 すでに報告されているから、(1) ここでは以下にのべようとするのに必要な

範囲で、その概要を簡単にしるしておく。

(生産高 奈良晒布の生産はすでに中世末期よりみられたが、近世にはいり大名・武士あるいは町人の礼服用

をうけて、一層おとろえるにいたった。したがって以下でのべようとする近世後期は、奈良晒布の生産は盛時に(3) さらに天保年中(改革前までは)一〇万疋ぐらいに減少し、幕末には数万疋の生産にとどまり、 野州晒、 前半にいたる江戸時代中期には、三〇万ないし四〇万疋をこえる生産高をしめした。中期以降越後縮布、 がつくられたころはすでに年産三〇万疋をこえ、その後、寛文、元禄から享保の、十七世紀中ごろより十八世紀 また幕地用さらに夏季衣料としての需要のために急激に発展し、 くらべると二分の一から十分の一近くまで衰退していった時期である。 能登布その他各地の麻布生産が発展してくるにつれて、元文、宝暦から化政のころは二〇万疋ぐらいに(②) 明暦三年(一六五七)惣年寄による改判の制度 明治維新の打撃 近江の

布数合(中買)、晒屋・楺屋、青苧問屋・中買、および他所行商人であった。(5) 販売部門には他所行商人があるが、近世後期以降、「布方」といわれたのは、右にのべた晒 立て、三都はじめ他国の呉服商人と取引するというのが、その骨組であった。 に紡織させてその生布を買集めて晒問屋に販売する。晒問屋はその生布を晒屋に晒らさせて完製品たる晒布に仕 および在郷の、 産の青苧は青苧問屋、 しめしているようであるが、近世後期―幕末のころのそれはおおよそつぎのどとくであった。まず原料たる東北しめしているようであるが、近世後期―幕末のころのそれはおおよそつぎのどとくであった。(4) 口生産販売組織 いわば機織しない織元であって、在々の織屋あるいは副業的家内手工業として営まれている農民 右のような生産量の発展、衰退につれて、その生産販売組織も時期的に三つの段階の変遷を 同中買によって取扱われ、 生布中買・布誂屋に販売せられる。生布中買・誂屋は奈良町中 右のほか仕上工程には楺屋があり、 (古・新) 問屋、 生

方との関係については、 右のそれぞれの業種には株仲間またはそれに類似する仲間の組織があったのはいうまでもない。 すでに早く慶長十三年(一六〇八)、奈良町中より年頭御礼として「駿河・江戸両御所 幕府と奈良布

近世後期における都市商人(奥田)

てそうした意識をもった特権的都市商人として幕末に及んでいる。 の名産として厚く保護を加えていった。そのことについては後に関説するが、 り惣年寄をもうけ晒改印をおすことがはじめられている。いらい歴代の奈良奉行は幕府御用の由緒ある南都第(8) 長十六年(一六一一)、「東照厳命に依りて」長幅丈尺の定めがあり、明暦三年(一六五七)奈良奉行の命によ 様」へ晒布二十疋宛献上したのが始でその後、「御用晒」として多数の晒布を江戸幕府に納入している。(7) 「布方」自体も仲間の組織によっ また慶

- (1) 木村博一「奈良晒布の生産販売組織」奈良学芸大学紀要第二号。
- が認可されているが、その後文化九年に「御仕法」ができ布改判がはじめられている(「能登郡町誌」)。 ○万反をしめしたとされている(「滋賀県史」第三巻五七四~五七五頁)。能登では正徳三年に羽昨、鹿島両郡の布絈の問屋 のであるが、元禄年中に野州に「惣間屋中」があり、宝暦前後産額年一○○万反、安永ごろより減少し、 越後縮布の最盛期は天明年中二〇万反の生産を示した(西脇新次郎「小千谷縮布史」)。野州晒は高宮布を晒布にしたも 以来年産四〇~五
- (3) 木村博一、前掲論文。
- (4) 木村博一、前掲論文。
- 5 には、右のほか蔵方、女数合があり、 天明八年、奈良奉行小出遠江守の布方一同への申渡 また切晒屋というのもある。 のちに生布中買一本になってゆく絈屋中買、抱方中買、問屋中買、在方中買があがっ (前田家文書)。 中期の事実をしめす元文二年の「布方一巻覚帳_
- (6) 「奈良曝古今俚諺集」(徳川時代商業叢書)。
- 7 かっているところでは寛文四年の五○○疋以降元禄六年の二五○○疋まで毎年多数納入している(「和州志」上)。
- (8) 「奈良曝古今俚諺集」。

さきにふれたごとく、青苧問屋・中買は奈良晒布の原料たる青苧を取扱う商人である。 Ξ

っ た。 (4) 津などの東北に限ぎられるにいたった。奈良晒布の原料苧は、その初期より専らこの東北産のものが用いられた(2) 苧の栽培も米沢・会津に移り、越後苧の産出がおとろえ、近世においては青苧の生産はほとんど最上、米沢、会 より大津から京都へ、さらに木津川舟運によって京都から山城木津へ荷上げし、奈良へ輸送するというようであ と考えられる。青苧の東北からの奈良への搬入系路は主として、酒田より舟積し、敦賀に陸上げし、湖上水運にと考えられる。青苧の東北からの奈良への搬入系路は主として、酒田より舟積し、敦賀に陸上げし、湖上水運に 中世における青苧の産出地は主として越後であった。越後の上杉氏が会津に、ついで米沢に移るに及んで、(1)

うのは、いうまでもなく上杉藩の蔵苧であって、その取引方法は「蔵苧之儀京都町人坂倉太郎左衛門ト申者有之 構は近世の問屋中買制度一般とかわらないわけであるが、青苧の取引方法と共にその組織を一応説明しておこう。 蔵苧がさきの輸送路で京都より舟廻にて来るとそれに付添って上杉藩の役人ならびに坂倉太郎左衛門が奈良にき 例年致世話此者下支配当地ニ而餅飯殿町大黒屋六右衛門弐拾五六年已前よ取捌仕候」とされている。すなわち、 札するが、あとの三回は二月の荷を基準として入札する。青苧の入札には五名の「青苧口入者」があり、 て大黒屋で入札する。入札は一ヶ年に、二月、四月、六月、八月の四度であり、年初の二月には荷をみてから入 とうして奈良にもたらされる青苧の荷受問屋として青苧問屋・中買があったわけである。青苧問屋・中買の機 元文二年(一七三七)の「布方一巻覚帳」によると、まず青苧荷には蔵苧と商人苧の区別があった。蔵苧とい(5)

五五

近世後期における都市商人(奥田)

世話人の大黒屋六右衛門もまた「世話料」として坂倉太郎左衛門より、 入札を取集めて六右衛門のところに持参し、そこで役人ならびに坂倉立会で開札し、落札者へ木津より直接に荷 を送付けるという仕組であった。この五人の口入者には、青苧一箇につき銀二匁宛上杉藩より賃銀を出していた。 「銀子少々宛」うけとっている。なお、落札者との間の代金受払の方法も規定されている。 「青苧荷数多少」にかかわらず一ケ年に

蔵苧の拡大に反対する立場に立たざるをえなかった。とのことについては改めて後にのべる。 かったととは、上杉藩としてその販売に有利な立場をしめていたといいうる。そのため青苧問屋、 れよう。蔵苧の制はのちにものべるが幕末に至るまでつづけられるのであるが、青苧問屋中買の独占をゆるさな(8) おそらく問屋制の成立もみない相当早い時代にいわば初期藩専売品としてそうした形態を確立したものと考えら 独占的支配をらけなかった。こうしたことが何時どのようにして成立したのか明らかにすることはできないが、 いわれ、またずっと後の文化十一年(一八一四)の文書であるが、「御蔵苧之儀者素人共直買仕候而も不差支」 ところでここで注目されるのは、蔵苧の入札には、「此蔵苧之分中買之制無之候」(正徳二年六月の「覚」)(6) 問屋、中買にかぎらず素人共自由に入札に参加できたことである。つまり蔵苧は荷受問屋仲買の 中買はつねに

に中買が実質的な力をもっていたのではないかと考えられる。 「蔵青苧拾駄」を引当てとして銀四貫五百匁を借り入れているのをみると、蔵苧の落札においては青苧問屋とく もちろん、たとえば、上杉藩は宝暦十年(一七六○)四月に、青苧中買とおもわれる絈屋長次郎、九兵衛より

つ こうした蔵苧にたいして「商人苧」がある。この商人苧も東北(最上、会津、米沢)より差越されるものであ 「尤右両所〆直着又者奥州仙台会津勢州江州越後加賀其外京大坂堺等之売人共方江も買登セ」「当地青

苧問屋四人」「右之者共方江商人直ニ参リ又者手代を以送り荷物ニ而差越候も有之候」とされている。 この商人苧の取引は右の如く青苧問屋・同中買の独占するところであって、 買(当時二十二人)が買取るが、問屋は荷主より銀一貫目につき二十匁宛の口銭を請取るという仕組であった。 産地商人(在方荷主)ならびに各地苧商人によって奈良に売り込まれるわけである。そして右の問屋より青苧中 また問屋は中買の外に直売すること

青苧中買については「布方一巻覚帳」はつぎのような説明を与えている。

はいうまでもなく禁止されていた。

- (-)青苧中買ゟ当国丼山城河内播州江州伊賀或者加賀江茂売捌此口銭定り無御座ル尤国々ニゟ絈繢出候所よりハ青苧と直段積 合引替候儀茂御座い

青苧中買ゟ当地漬苧屋丼布誂屋江売捌候布誂屋より者青苧代布ニ而引替候儀も御座い

(=)

- (=) 青苧中買之外商売致候者在之候共是者中買手前ゟ青苧買請致渡世候
- 用 ②毎月十三日には方角毎に選出した肝剪十名および月行事二名の寄合で諸事打合せ、 すでにその時、①「春日講」と名づけた仲間組織をもち、毎年五月二十二日、九月二十二日の両度に寄合をもち、 問題となる。それらについては後にふれるが、この青苧中買は、正徳四年(一七一四)七月二日の文書によれば、 ら江州、播州、 金の分担をきめ、 ここで注目すべきことは、奈良に着荷した青苧は中買の手によって単に大和のみならず、山城、 奈良の青苧中買を通して原料苧を仕入れていることは青苧中買の商圏ならびに青苧の商品流通を考える時 加賀まで売捌かれていることである。これらの国々では紡績工程(絈繢)がおこなわれるのであ ④青苧掛目は毎月の月行事が改めるとし、中買現在員四十二名の外仲買人員を増加しない ③月行事費用その他仲間入 伊賀、河内

近世後期における都市商人(奥田

また名前を譲渡しないというごとく強固な株仲間

を結

成

年	代	問屋	中買		
貞享4年	1687	6			
元禄13年	1700		41		
正徳4年	1714		42		
享保10年	1725		26		
元文2年	1737	4	22		
寛政12年	1800	3	14		
文化5年	1808		12		
〃 12年	1815		10		
〃 15年	1818		12		
文政4年	1821	4	10		
天保4年	1833	*4	8		
弘化2年	1845	3	7		
嘉永4年	1851		5		
安政2年	1855		5		
明治2年	1869		**5		
. > > 44-1 > > 44-0					

5ち休2

している。

問屋との関係についてはさきにもいった

が

応を示したか次章以下でみてゆきたいとおもう。 らびに中買の人数は右表のごとくである。(9) した衰退過程のなかで、都市商人としての青苧中買がどのような局面に立ちいたり、 さらに幕末にいたるまで漸減しているが、これは最初にのべた晒布生産の衰退状況と一致している。こう この表をみればわかるように元文二年で最盛期の二分の一に減少して なお、元禄十三年の中買四十一人は郡山の一軒を除く外全部奈 うち休1 仲間組織が成立していたものと考えられる。青苧問屋な ことはできないが、おそらく近世の早い時期にそうした は、知りうる文書では元禄十一年(一六九八)より遡る 敷事」としている。 「右中買之外問屋ゟ直売渡被致候者其問屋へハー切参間 青苧問屋 それに対してどのような対 ・中買の株仲間組織の存在

おり、

良町中に位し、

問屋ももちろん奈良町中にあったことはいうまでもない。

1 年二月号。 新城常三「中世の信濃」史学雑誌、 五七の五・六合併号。 小野晃嗣 「三条西家と越後青苧座の活動」 歴 史地理、 昭 和 九

2 西脇新次郎「小千谷縮布史」。

3 りうる。 奈良曝古今俚諺集」 年代不詳の上杉藩関係文書に「夫ゟ青苧荷為登慶長八九之頃漸十 は来由からいえば奈良晒布も大和産の苧がつかわれたようにしているがもちろんそういうことは ·駄内外之由右青苧御売払之処御利益有之……年。。。。

藩蔵苧のことをいっているのであるが、慶長八、九年ごろから奈良への出荷がふえていったことをしめしている(この文書 増次第次第に駄数相付益申様ニ罷成申事」とあり、これはこの文書の他の部分から明確にしうるように、のちにのべる上杉。。。。。。。。。

は立命館大学大学院森谷克久氏より教示をうけた)。 寛政元年(一七八九)の「南都布さらし乃記」に「年経てのち上総

- 4 下総の国より作り出せり、今又羽州家上米沢より奈良の問屋へ積登せ……」とあるが、上総下総云々はよくわからない。 「青苧為登初之次第組外ゟ宰領ニ而陸路為御登其余者当表御用達西村久左衛門引請ニ而米沢ゟ伏見迄舟積賃銭ニ而……
- 酒田出し敦賀廻シニ相成候節諸問屋江船賃御取極ニ罷成候事ト被存候」。。。。。。。。。。。 (前掲上杉藩関係文書) とあり、 また「敦賀郡誌
- 等参照
- 5 奈良学芸大学所蔵旧田村氏所蔵文書。 以下の蔵苧および商人苧の記述は主としてこれによる。
- (7) 文化十一年十月日「乍恐別紙御願奉申上候」一札。 6 旧田村氏所蔵文書

旧田村氏所蔵文書。

以下特に明示しないかぎりは旧田村氏所蔵の青

- 8 **苧**中買関係文書による。 註(3)参照
- 9 旧田村氏所蔵文書、 前田家文書その他より作製。

四 生布中買の性格

の対抗関係において展開するので、ここでまず、生布中買・布誂屋の性格を明らかにしておきたい。 都市商人としての青苧中買の、とくに近世後期におけるあり方をみてゆくさいに、 問題は主として生布 中買と

奈良晒布の生産は奈良町中の都市工業としてその成立をみたと考えられるが、近世初期生産量の増大とともに、 近世後期における都市商人(奥田)

7.

蔵士 近き田家を廻りて買出しなどして問屋蔵方の店へ売商ふ」生布中買ができ、また在郷にも「縷布を大皮籠に入荷 ح こと れと共に、蔵方が晒問屋、あるいは中買に転じ、 なはせて夜をこめて奈良に来り、 早朝中買同士三五人、二三輩宛待居て田舎辺より持来る一疋二疋の布を買出し或は織屋に経緯を渡し誂へ織せ、 るという仕組であった。それがつぎのように変化する。 るように在方の織屋自身がその製品を蔵方・問屋に搬入した。つまり直接生産者自ら原料を仕入れそれを販売す 急速に奈良周辺の農村地帯にひろがった。 |寛永年中比までは生布縷布共に織屋より直に問屋・蔵方へ持来り又は女牙姿など持来りしと也]| といわれて 問屋蔵方などの表軒下に明るを待ちて商ひける」田舎中買も成立してくる。そ 初期においては、 とこに生布中買が多数できてきた。それは大体、寛文―元禄の(3) 「其後織屋絈屋を巡りて買出し、 織立てられた生布は女数合が蔵方に運び、 或は通町の小店などに あるい ている。 光行する 問屋 は

元女2年中買数

				1		方	ځ	ろ
F	中 買 	の名	称	数	ζ	抱	がき	で
		三布中		35	2人	買	め	る
絈		中	買	138	3人	在	ら れ.	實
抱		中 7 抱 中	買	23	3人	臣	た	文
在		山地中	貝買	100) \) \	頁の	>	九 年
		· 			3人 3	区	0	$\hat{}$
	i	計 ———		620	0/	が	生布	一六
布数合総数五七七人、うち当地中買四六一人、在方中買八七人であった。(?)	買は地域的に当地中買と在方中買との二種になった。宝暦三年(一七五三)の生	は、生布中買、絈屋中買の名称をすべて「生布数合」として業態を同じくし、中(6)	たが、当然布誂をし生布を売買するようになるもので、寛保三年(一七四三)に	し、絈屋中買はおそらくもともとは緞屋に対して絈ばかりを販売するものであっ	問屋、蔵方などの抱中買はそれらに直属している非独立の中買でありやがて消滅	方抱中買、在中買の区別があり、元文二年の「布方一巻覚帳」では上表のごとく合計六二六人となっている。	とがきめられた。 この生布中買にはその成立の事情によって、中買(生布中買)、 絈屋中買、抱方中買、問屋	(ま)のである。寛文五年(一六六五)に奈良奉行によって数合頭=生布中買頭三人を設け、「数合札」を発行する

こうした生布中買の性格は、 V わば機織しない織元といわるべきものであるが、 近世後期に おけるこの $\dot{\oplus}$ -買の

存在形態はつぎの文章よりうかがうことができる。

江売捌申候」「是迄ハ大体一ケ度ニ布二三十疋斗も買入候儀御座ル」 村伊賀国治 布不致樣申合私共五人二 私共儀者生布中買渡世之ものに御座い処兼私共買入場所之義、 私儀へ生布中買丼絈兼商ひ仕い者ニ御座候而大和山城伊賀境迄生布買出しに罷越候」 i座候」「私共申合能々生布買入ニ罷越程能織おろしの布無き節ハ」 田村白樫村法花村大野木村高芝村大内村伊賀上野城下を始同領分同州東田 限買入二罷越儀二而則当国之内東山中桃香野村月瀬村長引村尾 大和伊賀山城国境村々ニ而布買入候儀ニ (安政二年五月十日の口 「無拠伊賀山 .城両国へ参り現銀を以多分他国 原村西田原村右村 山村石打村右五 (安政二年五月九 上書(8) ケ所始 々ニ而生布買入候場 而奈良名産 日 0 其外 П Ш 【城国 絈買入」 生布ヲ 囲 所 抜 Щ

と結びついて原料苧絈の販売・支給ならびに生布の買入・賃織をおこなってい 常之渡世仕候」とあるように、 仕草かせぬき者南都其外所々る買取織屋江遺し為織布ニ れによると、 Щ 城生平之儀者在 の織屋というのは、たとえば、南山城三十五名の織屋について「私共渡世筋南山城ニテ織出 はのちにのべる生布中買の他国絈直買問題に関係して生布中買から惣年寄に出された願上書であるが、 中買は村々の織屋へ原料絈を売渡して生布に織らせこれを買入れるという織元であることがわかる。 《惣百姓之妻娘下女等耕作之間之稼 在村の織元である。 生布中買はこうした在村の織屋=織元または直接に機先農民 仕立候而問屋又者南都中買其外国々江先年を売来申候」 ニ而乍仮初此 業を以先年る御上 . る。 納 御未進銀等迄相立幷平 し候生平之儀者其

さきにあげたように中買には奈良市中の中 '問屋幷中買共江も売渡申候」とあるが、、、、、、、(i0) さきのごとき村の織屋と兼ねているものが多かったと思われ、 買と在郷の中買があるが、 布方中買は 一在 方言 丽 織出 候 生布 買出し それ

度可申候」とされ、 人である。そしてまた一方中買は「他所他国江生布買ニ参候共他所他国ニ而売買不申南都江持皈リ商売仕候様急 買入をたえず主張し、その点から青苧中買とするどく対立するわけである。 により強い性格がみとめられるが、都市中買も前述からわかるように、奈良布方の中ではなお生産者的な中買商 いるという性格をもっている。したがって彼らは、緞屋に対する支配権を拡大してゆくためには原料苧絈の自由 および在方両者の中買の数の上からも知られるように都市中買であった。生産者的という点からは在方中買の方 らはもちろん農商兼営であったことはいうまでもない。その意味で在郷の商人であるが、生布中買の主流は当地 問屋に隷属しているようであるが、都市織元として自らも村々の織屋を問屋制的に支配して

- 1 世仕候」とあることからも知られよう。木村前掲論文参照 十余有之候」とあり、また貞享三年(一六八六) 寛永十四年(一六三七)の「南都曝御改帳」 の「口上覚」 (前田家文書) (玉井家文書) には「当町中ノ者十ノ物九ツハ布一色ニ而 には「此時奈良町中ニ晒ヲ仕入候人数御改被遊候処三百六
- (2) 「奈良曝古今俚諺集」。
- (3) 右 同
- (4) 「布方一巻覚帳」。
- (5) 右

同

- (6) 工部局月報第三二号、明治一七年。
- (7) 右
- (8) 旧田村氏所蔵文書。
- (9) 京都府加茂町、石井家文書。

(10) 旧田村氏所蔵文書。

(11) 「布方一巻覚帳」。

カ 青苧中買の独占の強化

五 青苧中買の

(1)

蔵苧をめぐる問題

青苧屋中の「万覚帳」によると、元禄十一年(一六八八)「御蔵苧之制改リ申候」とある。どのように取引法が「1) 奈良入荷量は年間蔵苧五○○駄、代銀約三四○~三五○貫、商人苧一四○○駄となっている。入荷総駄数に対し 改正されたのか内容はわからないが、それに対して「先年之通ニ御出シ被成候様」にと交渉したが不調になった 比率は知ることはでぎないが、前記の如き取引法であるから、青苧問屋・中買は蔵苧の増大に対しては反対した。 蔵苧二六%、商人苧七四%、蔵苧は商人苧の三分の一となっている。この元文二年の数字以外に両苧の入荷量 申間敷」と蔵苧をボイコットするという手段で反対している。その結果はよくわからない。 のか、青苧屋中は一切蔵苧を買わないことを連印している。おそらくこのときは蔵苧の現銀買が藩側より提案さ いたので生布中買などもその入札に参加することができた。元文二年の「布方一巻覚帳」では、蔵苧と商人苧の 最初にのべたように上杉藩蔵苧の取引には問屋・中買の制がなく、いわば自由に入札購入しうる立前になって それに晒問屋ならびに青苧中買中の多田屋五郎兵衛、同善五郎は同調したが、青苧屋中として「蔵苧一切買

ではその蔵苧を南都表に差登らせ城戸町日野屋喜右衛門方で入札し売払おうと計画した。それについて奈良奉行 ずっと降って文化十一年(一八一四)に織田蔵苧に関する一件がおとっている。それは同年羽州天童の織田藩(2)

近世後期における都市商人(奥田)

六三 (六二五

年(一八一六)上杉蔵苧の取引方法の改革案が藩側より提出されている。すなわち蔵青苧荷物を蔵元方へ送って(ヨ) して絶対反対の態度をとっている。 り仕格ニテ連綿相続仕罷有候」というのが実情であったのに、右のようでは「青苧問屋同様之御仕法」になると 札前ニ御番所様江御届在之候度毎私共御蔵元江罷越御蔵苧入札落札ニ相成候上ハ私共〆諸方江売捌キ候儀先規よ 法であった。この改革案に対して青苧中買は「上杉様御蔵苧之儀者先年ゟ御蔵元おゐて入札御払ニ相成候ハハ入 十日勘定で仕切をし入札値段で皆済する、そらすれば「布職方のもの手元相応」に買取ることができるといら方 おき、入札より入札までの間(入札は年四回) 5 買の反対は、 屋へ御荷着之上入札御払之義被仰下度奉願上候」といっている。 が功を奏したのか、史料のうえでは織田蔵苧の奈良入札はその後もみられておらない。同じころ即ち翌文化十三 ば、 月十五日の答申書では、 るとそうしたことが一層はなはだしくなるというのが織田蔵苧反対の理由であった。そうして、 儀者上杉弾正大弼様御蔵苧ニ相限リ外諸家様方々之御蔵苧有之候儀者承リ伝へ不申候」もし織田蔵苧をみとめれ から青苧問屋 蔵苧の増大は青苧問屋・中買の荷受問屋資本としての特権を縮少することになるからである。 「此上外諸家様方ニも御同様之御振合出来可申義ニ付」とまる。 城州その他近在の他国商人が商苧を蔵苧に紛らせ入込ませてくるが、織田蔵苧の奈良入札がはじめられ いうまでもなく、藩専売にたいする反対である。蔵苧が「素人直買不差支」というものであったか 中買に差支有無が尋ねられた。青苧中買はそれに対して、 「是悲共御蔵苧御当地ニ御登セ入札御払不相成候而ハ御差支ニ相成候ハハ御当地青苧問 月六ヶ度宛一駄片馬にても望むものに蔵元より貸渡す、 織田蔵苧奈良入札に対するこうした青苧問屋中 2)とれまで蔵苧に商苧を紛し商内らものが (1)それは新規の儀である、 翌文化十二年六 こうした反対 「御蔵苧之 支払は六

だとして右のように反対したわけである。そして蔵苧の件に関しては特権商人としての青苧中買側が勝利したと 料苧絈の低廉かつ自由購入を主張したが、青苧中買は新規取扱こそかえって商法を乱しそれが衰退の主要な原因 九世紀にはいると奈良晒布の生産はいよいよ減退するが、奈良晒布不捌を克服してゆくためには生布中買など原 そのさい生布中買の立場はむしろ両藩の方針に同調するものであったと考えられる。さきにもふれたように、十 局青苧中買の青苧支配権をおびやかすものとして成就せず、奈良奉行また青苧中買の特権を擁護したわけである。 すでにそれよりも早く青苧専売をおこないその藩営商業を開始しようとしたものであるが、そのいずれも失敗し 利な方法をとろうとしたものであり、天童織田藩はのちの安政二年(一八五五)に紅花専売仕法を実施するが、 ているわけである。このばあいもちろん両藩とも奈良において蔵元商人をつくっているのであるが、それらは結 上杉藩ではすでに古くからそれをおこない、その貢租専売品が殆んど奈良におくられていた上杉蔵苧の販売に有 したのである。周知のように幕末になると各藩では領主権力による国産専売仕法をとるが、右にしめしたごとく 右の文化度の史料がしめしているように、青苧問屋中買は、蔵苧取引法の改訂あるいは織田蔵苧の新設に反対

おりの入札方法をとるように申入れている。商人苧については、問屋・中買は幕末にいたるまで荷受独占を強く(5) なお、さらに降って元治元年(一八六四)上杉藩は蔵苧を伏見で入札するように計画したが青苧中買は旧来ど

(四) 他国舶をめぐる問題

維持しようとしたことはいうまでもない。

近世後期における都市商人(奥田)

ある。 和絈 与仕合うり買致候物故別段絈問屋と申向無御座」であった。 対し、 五五 そうした大和絈の生産に関連して元文二年には漬苧屋二〇軒があり、さきにいった絈屋中買などもあったわけでで どの他国舶が早くから入荷していたことが知られる。 あげられている。(6) 絈は、青苧問屋・中買を通して入荷された青苧が奈良町中ないし大和国内村々で紡績されてつくられる絈である。 題になるのは、 絈産地として青苧中買からも青苧を売り、その代金替りに絈纜を受けとっていた場合もある。 発行の 尤青苧中買江青苧代ニ絈繢請取申候而当地幷山城木津布誂屋江売捌候由」と書かれている。そうした国々は (纀)、 に「新規ニ絈問屋之儀御願申上候衆中」があったが、青苧中買は、中買商売の指構になるとしてこれに反 ところでこの大和絈については原料苧は右のように青苧中買が掌握しているので、すでに享保十年(一七 「奈良曝」に「かがかせ問屋」二軒、 「大和絈問屋」は許可されなかった。また近国―伊賀 商人苧として青苧が奈良に入荷していたが、 山城絈鏆、 そうした他国絈が大和絈にくらべて増加してきたことからくる状況である。 このぬきがせ問屋というのは青苧中買のことと考えられるが、これから加賀絈繢、 河内絈繢、伊賀絈繢、 加賀絈貫、 「河内かせ問屋」一軒をふくめて十四軒の「ぬきがせ問屋」の名が 絈樌のかたちでも入ってきていた。 「布方一巻覚帳」には「当国江絈繢入込候覚」として「大 播州姫路舶、右国々る当地江青苧中買舶屋布誂屋へ買取 山城一の他国舶についても、 貞享四年 (一六八七) いうまでもなく大和 「当国同 それゆえここで問 上に 河内絈鏆な 而

(一七九七)に「他国舶問屋」の設立を願い出ている。 是《南大和国中ニテ太方出来候処其節ニハ次絈之分ハ加州金沢地廻リ幷浜方ニテ出来来リ繢ハ伊州播州《出来 ところがその後他国舶の奈良入荷が多くなってきたので、青苧中買はその独占をはかろうとして、寛政九年 その間の事情はつぎのごとくである。 「御当地 絈繢之儀

来リ右紬繢捌口之義ハ加賀絈ハ私共へ買受、当国絈ハ誂屋方へ直ニ売ニ参リも有之候得共大かたは青苧中買へ買へ買に右紬繢捌口之義ハ加賀絈ハ私共へ買受、当国絈ハ誂屋方へ直ニ売ニ参リも有之候得共大かたは青苧中買へ買 ものが冥加金を出して他国舶間屋株としたいというのがその願意であった。 絈屋なども入込直売するから、 たち青苧中買に絈纘問屋株を認可されたい。とくに他国絈の増加に伴い中買=||誂屋衆中も直買したり、 成候ハハ絈仕入国元誂屋中共末々ニ至」りさしつかえなく土地繁栄するから、 出来も無数ニ 九分」になり「伊州加州越州其外他国絈繢多買入候」ようになった。それゆえ「他所絈入込不申候得 中も木綿糸つむき増長致」「大和絈出来無数ニ相成近年ニ而 取青苧ハ此方ゟ売渡シ」ていた。 (一七九九) に青苧中買は「青苧中買絈屋」と名称を改め、年頭八朔の冥加金も旧来より増加してい 一相成」 るか Ď, 他国絈樌問屋株をつくって、 いよいよ仕切口が不同かつ六ヶ敷しくなっ 「往古ハ大和絈沢山出来、 「他国る入込候絈鏆ハ絈問屋る外直買急度 一二歩通斗舶樌他国&入込」んでいたが「近年当国 ハ至而減少仕大和絈ハ一・二分斗ニ而 ている。 この申請は認められて、 これまで絈樌を取扱ってきた自分 それでこれまでの春 他 寛政 御法度ニ ハ当所生布 王 また他国 H 絈 千 講 ハ八八 中の 年

賀表絈屋へ買取当所ニ出来立候絈者南都表青苧中買中江売捌双方互ニ売買渡世仕来リ候」というのが先規である(注傳等) **苧絈問屋」を設立しようという計画を立てられたのに対して、** 化九年(一八一二)六月、伊賀で絈商人宮川忠次郎、 平行する。それで青苧中買は青苧の販売についても他国舶商人を排除し、 もなく大和以外とくに近国に舶商人の成長をうながし、 とうして青苧中買は他国舶についても、 右躰のことは往古よりの仕来りを崩すものであるとしてその計画をつぶしている。(ロ) 独占的集荷、 平野屋茂兵衛の両人によって羽州より直接青苧を買取り「青 彼らが奈良を経由せずして青苧を直接に仕入れることと 売買権を獲得したのであるが、 青苧中買は「往古る青苧者南都表青苧中 自己の独占権を維持しようとした。 他国 そしてさらに文化十五 紹 0 増 加 は . うまで よけ 文

近世後期におけ

る都市商人

てほしい。13 ない、 年(一八一八)正月青苧中買絈屋八名はつぎのような仲間規約をつくっている。すなわち「近年諸国〆伊賀表江 代差引き残りを銀子正味取引とする。③青苧は全部奈良青苧中買より買う。他の国の青苧値段とは格別下値にし 柏改御熟談仕候」結果つぎの協約を結んでいる。①絈は全部奈良青苧中買中間に売る。②絈代銀支払方法は青苧 苧中買絈屋は伊賀絈屋中(上野町一九、 もし違背して現絈のみ買入れると積立銀三○○匁を中間一統に没収する。そして文政二年(一八一九)十二月青(2) 多分青苧売込候様」なったが、それでは当地不繁昌になるので、以来は先規とおり、現絈を仕切ることは絶対し 伊賀表より絈八千絈買入れれば必ず青苧一駄を売りつける(但し四千絈では青苧一固、二千絈では半固)。 在九合計二八軒)と「先規〆御契約之儀有之候処近頃猥ニ相成候故此度

に舶を受取るようなこともしない、青苧中買はこれまで通り青苧・舶の両方を取扱うという内容の協定を結んで 的に文政四年十月より三ヶ年間、 青苧を売込み、伊賀絈を取扱いたいと計画したが、それについて青苧問屋・中買の間で、 また伊賀絈の入荷減少を防ぐととはできなかった。それで文政四年(一八二一)十月には、青苧問屋自身伊賀に このように青苧中買は伊賀絈に対する支配力を維持強化しようとしていったが、なお奈良よりする青苧売込み 直接に青苧の商内にゆく、 しかし問屋は舶は取扱わないし、青苧代金のかわり 問屋より伊賀表へ試験

除するためであった。越中絈については、さきにふれたようにその取引は早くからおこなわれていたものと考え 他国 紐 に対する青苧中買の対策は単に右の伊賀絈のみではない。 さきにいった寛政十二年の青苧中買絈屋株の設立は直接には木津絈屋の南都生布中買への直売を排 山城木津の絈屋商人に対しても同様の態度を

}

元年	天保2	年
300	天保 2 157,2 111,8 / 269,1 L~10,0	舶 250
960	111,8	390
800	/	
060	269,1	40
は1	l~10 <i>)</i>	月分
は、天保七年(一八三六)二月、大阪の鎰屋善兵衛(手代は同店の八幡出店北村和助)	絈屋と越中よりの送荷および代金支払方法について協定を結んでいる。加賀絈について	られるが、文政六年(一八二三)に「越中今石動絈屋仲ヶ間」が成立

269. 118,9 1,8 390,0 天保2年 が加州産物一手引受けをおこならに際して加賀の南都向舶は一切青苧中買が買占めるこ

天保え

越中絈 加賀絈 計 とを、 善兵衛と青苧中買で取極めている。(ほ)

絈のうち伊賀絈が天保元年では全体の七○%近くになっているが、寛政十二年の伊州表への青苧販売高二五○駄(ほ) (八〇〇〇絈=一駄とすれば二〇〇万絈)に比較すると約一三%位に減少しており、そうした衰退状態のなかで、 伊賀絈 (注) 天保元年および二年の青苧中買絈屋の他国絈取扱高は上表のごとくなっている。

青苧中買絈屋としては執拗に他国絈の独占支配をいろいろの形ではかったわけである。

(1) 他国布への圧迫

当面の問題は、 ら旧来の流通径路を強化することによって原料苧絈の確保にあたろうとしたわけである。 止するかにあった。後者のために青苧中買絈屋はすでにみたように先規=旧来の株仲間の特権によりかか の捌方に悪影響をあたえ、また他方青苧・絈の奈良入荷の減少を来すようになる。近世後期において奈良晒布の した見地に立っておこなわれたわけである。前者については青苧中買だけの問題ではないが、生布中買・晒問屋 他 国絈の発展はそれぞれの国元における麻布生産の成長発展をうながすものである。それは一方では奈良晒 布捌方をいかに拡大するかということと同時に、青苧元草の払底したがって元草高値をいかに防 蔵苧の拡大反対もそう りなが

六九

近世後期における都市商人(奥田

をふくめた奈良「布方」として奈良以外の晒布生産に対する圧迫という形であらわれる。そのことをここにのべ ておく。

によると、 (21) 享三年(一六八六)にいわれていることからもわかる。延享二年(一七四五)七月の木津生平問屋・晒屋の訴状(タロ) ある。 現状維持で和済したようであるが、 都生布中買にも自由に販売しうることを主張した。この年の問屋 七軒にへっており、 表者勿論何方へも布抜売直売不仕」ようにしてほしいと訴え出ている。これに対して「城州木津・加茂・瓶原三 と分布し、晒屋十四人は木津郷九、京都二、かも川一と京都の晒屋も入っているが、明らかに在郷の問屋商人で(9) 津郷生平問屋は、大路村五、千童寺村二、枝村一、上狛村三、祝園村三(他に休株四、延享二年(一七四五)現在) 屋が出現しているし、貞享三年(一六八六)に同じく木津に十八人の生平問屋株、十四人の晒屋株が定められ、「「」」 ので、木津の生布問屋に布が集らず商売の手支になるから御公儀様より「南都へ布売之儀相止メ呉候様」 「奈良布を木津へ買不申、木津〆奈良へ堅ク売間敷旨被仰付」晒改印朱印墨印を京町奉行よりもらっている。(※) 南山城地方に布織がはじまったのは、相当早い時期であったと考えられる。すでに正保・慶安の頃に木津に晒 の織屋三十五人は旧来から南都其外国々へ売っているのだが、木津問屋はかっての十八軒のうち現在は六~ 晒屋出来仕当所之市場ヲ引取布商売仕山城江買取申い故当所之商売ハ日日におとろへ町中迷惑仕い」と貞 とうした木津晒布商人の成長は奈良晒布に早くから影響を与えたことは「然処去年以前より山 「南都生平問屋・中買共く木津郷生平問屋共可取潰工を以て」南山城の村々布織屋へ布を買い その木津問屋だけにしか売れないとなると販路手狭になりこまるといって、 六年後の寛延四年 (宝暦元年・一七五一) ・織屋両者の争いは双方より願下げておそらく 四月木津生平問屋より南都奉行へ、 木津問屋にも南 城木津ニ布 「南都 に廻る 木

晒布 **倉二条上ル伊勢屋喜助なるものが「晒商人改会所」** というこの類判は同年五月京都町奉行より禁止されている。これは晒布の市場はほとんど三都にかぎられ、奈良 に類似のものをつかっているからとりやめるよう奈良奉行に願出している。(22) そこに木津晒布の発展が期待できるのである。その後文政五年(一八二二)奈良布方より木津晒布の印判が奈良 のためかえって奈良布方の圧迫をうけざるをえなかったのであろう。なお、宝暦十二年(一七六二) 除の成功はかえって奈良生布中買の支配下に入らざるをえなくするものと思われる。 を背景にして成長した在郷間屋商人が結合して都市商人としての奈良布方の支配を打破する方向が出るならば 市場を求める織屋=生産者の立場は木津問屋の自己に対する独占支配を排除しようとしているものであるが、 結局は南山城の織屋をめぐっての木津問屋商人と奈良布方とくに生布中買との対立であったわけである。 うしてもらいたいと屢々願い出ている。この結末はどのようになったのか史料のうえではわからないが、 二月より「南都数合山城江生布買ニ立入」るのを十八人に制限し、その他の立入りを一応差留めた。これに対し |三月ごろより木津問屋は生布の不買同盟をおこなった。それで奉行所はこの訴状の吟味中、 最近南都仲買が多数山城に入込むので、それを禁止してほしいと訴え出ている。そしてこの訴出と前後して同 て宝暦三年から四年にかけて織屋らは京都役所また南都奉行宛、 が伝統的であるところから、とられた策であろうが、木津晒の非自主性をあらわしており、そのこと 旦許可されたのをつぶしている。(3) (晒(荷受)問屋)の設立をはかったが、これに対して奈良 南都数合 (生布中買) 「南郡」(山城の南の郡という意か) 山城の織屋と、 が自 宝曆二年(一七五二) 由に山城に立入るよ 京都で、高 自由な これは 排

伊賀晒についても同様な対策をとっている。文政五年(一八二二)藤堂藩をつうじて伊賀晒判をとりあげ、 おける都市商人(奥田

さ

布方は反対し、

らに天保六年(一八三五)七年にも重ねて類判だとして印形を改めさせている。これらの例から知られることは、(2) 中買も一致した歩調をとっているのはいうまでもない。 けようとしていることである。こうした他国布圧迫に対してはもちろん奈良布方は晒問屋も生布数合も青苧問屋 山城・伊賀等在郷に成長してきた晒布の発展を奈良布方は領主権力=|奈良奉行に守られた特権商人として抑えつ 他国布がそうした発展をはばまれたのは、さきにもふれ

1 旧田村氏所蔵文書 あるが、それらについては後にのべる。

た晒布の製品市場の構造とまたその生産形態とが関連している。それはもちろん同時に奈良晒布自体の問題でも

- 2 右同。 以下この一件についてはすべの旧田村氏所蔵文書による。
- 3 旧田村氏所蔵文書。

 $\widehat{4}$

5 !田村氏所蔵文書

伊豆田忠悦「紅間屋再興と羽州織田藩の紅花専売仕法」、地方史研究、八の二。

- 6 · 奈良曝」大和国史会発行。
- 7 「布方一巻覚帳」。
- 8 旧田村氏所蔵文書。

9

右

同。

- 10 右 同
- 11 右 同。
- 12 右 同 同
- 右

14 右

同。

- (16)
 (15)
 右
 同。
- (17) 前田家由緒書。
- 18 前出石井家文書。 なお「和漢三才図会」(正徳三年刊) に「山城木州晒」、 「高宮布」がのっており、 「万金産業袋」
- (19) 石井家文書。

(享保十七年)に「木州曝布」が記されている。

20

奈良玉井家文書「貞享三年口上覚」。

- (21) 石井家文書。
- (23) 右 同。

22

旧田村氏所蔵文書。

(24) 右 同。

六 青苧中買と生布中買との対抗

生布中買の青苧直買問題

(i)

のべたように、 生布数合(中買)には当地=市中中買と在方中買があったが、 奈良晒布内部の矛盾の一つは青苧中買と生布中買との間の原料苧絈直買問題としてあらわれている。さきにも その主流は当地中買であり、

らは在郷の織屋より生布を買集めて、これを晒布問屋に販売するという経営形態をとる中買商人である。彼らは

近世後期における都市商人(奥田)

七三(六三五)

そのため生布中買は原料苧絈の直接購入=直買をはかることにおいて、 ちきって、 とする対立が激化するわけである。 ることから荷受資本としての青苧中買の原料支配が比較的容易であり、それだけに生布中買のそれを排除しよう 良晒布の原料苧絈が遠隔地の特産農産品であり、原料生産地と機織地帯とが冒頭にのべたように全く分離してい 「機織せざる織元」であって、いらまでもなく在村の織屋を販売市場から遮断すると同時に、 それを問屋制的家内手工業として支配しようとした。近世後期にはそのような性格をつよめていった。 たえず青苧中買と対立したのである。 原料市場よりもた

青苧をめぐって問屋中買間にそうした問題があったにすぎなかった。 には全原料苧を青苧問屋・中買の支配下におきえたわけである。 量でなく、 が、元禄・享保ごろは最初にのべたごとく奈良晒布の生産・販売はさかんであり、 違反すれば春日講より除名するときめており、 ているのは、そうした事実が相当あったことを示しているが、 苧中買の規約では、 青苧中買より問屋へ、中買の外一切売らないようしばしば申入れている。例えば享保七年(一七二二)四月の青 屋・中買制にあっては、 あり、 青苧直買売の問題で、 四 絈ならびに麻布生産を奈良が独占していたころである。 軒 0 問屋へ名前を借すことを重ねて禁止している。(2) 問屋へ直売禁止の申入れをおこならと同時に、問屋に頼まれて中買の名前を借してはならぬ、 問屋が中買をさしぬいて直売することは違法とされている。元禄・享保ごろの史料では 史料のうえにまずあらわれてくるのは、 あるいは享保十六年(一七三一)三月には近年直売らしき問屋売 問屋の直売先は生布中買などであったと思われる このように問屋の直売禁止がしばしば申入れられ 問屋と中買との間である。 いうまでもなく問 したがって直買売の問題も、 問屋の直売の問題はあったけれど、全般的 他国絈、 他国布などいまだ多 奈良に着荷した

苧商売を差しとめられたいというものであった。元草高値がこうした買占にもとずくものかは別として、 えども七八○匁以下にならない。これは青苧中買三名が青苧を買占めたためであるから、吟味のうえ右三名の青 生産高は二〇万疋となり盛時にくらべて半減している。これは「青苧元方高直ニ相成候故」である。 で対立を激化させてきたわけである。明和五年(一七六八)二月、生布中買の奈良奉行への出訴状に、 が増大してき、 えまでは青苧一駄につき銀三五○匁位であったが、二、三年まえより九五○匁位にもなり、 め生布数合にとっては、原料苧絈を安価かつ自由に購入しようとする運動に刈りたてられる。 いう時点のなかでするどく青苧商人と対立してくる。つまり晒布、 に低廉かつ多量に奈良に確保するかということがあり、 ところが十八世紀後半の宝暦、 奈良晒布の衰退的方向を打破してゆくためには、 山城、 伊賀、 近江その他諸国に晒布生産が発展してくる。そういうなかで、 明和以降になってくると、先述のごとく絈においても大和絈にかわって他国絈 原料苧絈が青苧中買に握られてはならぬのだから、 第二に他国紬の支配権をめぐる問題があっ 青苧市場の構造の変化が奈良の都市商人内部 第一に原料苧絈 当春は新荷着後とい 生布中買は織元と 最近生布 これ そのた そう

買以外は一切売らない 駄につき二○○匁も高いからである。 に奉行所に願出した。まず青苧取引についての現状を①「国元青苧商人&荷物不残問屋迄為差出着次第」(4) たかつて奈良から売っていた余国にも青苧商人ができたのは、青苧問屋中買の取扱が悪いため当地青苧値段が ついで寛政十二年(一八〇〇)一〇月生布数合惣代組頭二〇名の連印を以て青苧買元自由化について次のよう から、 また一固以下は売らないから手狭である。 ③当所生布中買は余国で下値に舶が買えないから是非なく当地青苧中買よ ②近年京都に青苧問屋六七軒ができ、ま

青苧中買に対する生布数合の攻撃の第一歩であった。

買うということは 布で十二匁余)青苧高値ということは理由にならぬ。 晒布の原料青苧の問屋ではない、また他国に奪われないよう努力している、 ŋ とはかえって他国に青苧商人をつくることになり新規混雑のもとになる。以上のような理由で青苧中買は生布数 ⑦生布数合が自由に問屋から買うということは問屋中買制を否定することになり容認できぬ。⑧余国にて青苧を ても過分の口銭をとることなく格別正直にやっている。 の取斗い方が悪いからである。生布の原材料費は極めて少ないから(二〇匁前後の布で五匁六分位、一二〇匁の ている。 買以外に売らないのは制度上当然である、②京都の青苧問屋というのは主に上州苧麻を扱う苧商人であり、 する内容を含んでいる。これに対して青苧中買は同年十一月つぎのような反対答書を差出している。 中買が余国の青苧を自由に買入れられるようにしてほしいと要求した。 しているものは青苧問屋で中買の手を経ずに自由に買入れられるようにしてほしい、問屋に口銭を出すから生布 われわれは取引に困る、とのべて、青苧商売望むものがあれば自由にできるようにしてほしい、 軒もあったのに、 「高値なるものを買わざるを得ず、それゆえ元付引合不申休業しているものも多い。④青苧中買は以前は三十余 ④一駄につき二〇〇匁も高いというのは誤りである。 近年はわずかに十軒余(事実は十四軒) 「元来青苧之儀へ他国ニ而商人所持致居いても何連御当地持込仕品」であるから、そうしたこ ⑤少数の問屋中買で統制を固めているというが人数がへっ ⑥株仲間へは望むものがあれば何時でも加入させている。 であり、そのため万事行届いた申合をしているから、 中買誂屋が休株のものができているのは生布中買 との要求は事実上、 ③余国へも奈良から青苧を多数売 問屋中買制度を否認 布方数合札所持 ①問屋が中 奈良

ح の争論はどういう結末がついたのかよくわからないが、さきにいったように、 との頃 (寛政九年以後)

合の要求に反対した

中買は青苧中買舶屋と組織がえして、 元自由化の要求は貫徹できなかったと思われる。 ル F. を否定する性格をもっていたと思われるが、 原料苧購入の自由を獲得することはできなかったといえる。 他国絈の独占集荷販売権を獲得していることをみれば、 生布数合は織屋と直接し、 結局、 青苧中買の強い特権のまえに、 直接生産と結びついている点で都 後の史料からも推定で 生布数合の青苧買 市

(ロ) 生布中買の生布販売自由の要求

之通」 微之時節ニ有之候得ハ古格相守候而ハ不相成数合ハ問屋之得意先へも商ひ」という生布中買の要求は 和元年(一八〇一)二年の問題である。(5) ところへは他所行がいってもよい、 がふえれば、 りそこへは他所行一同行かない、口注文請問屋同様の事は決してしない、曰このたびの問屋得意名簿の外新得意 致候而ハ」困ると反対し、享和二年(一八○二)三月に、⊖問屋は未年(寛政十一年) 致候得ハ布売増ニ相成土地繁栄」すると中買自身が問屋をさしおいて販売したいと奉行所に願 の販売商人には晒問屋のほか「他所行商人」なる直接持行販売の小商人があったが、 生布中買は右の原料買元自由の要求と同時に他方生布の販売についても晒問屋とつぎの如く対立している。 を主張する晒問 かつ自ら他所行商人たらんとしたのである。これに対してもちろん晒問屋は「数合共問屋得意先迄商ひ その名前を他所行に知らせ、 屋によって否定されている。 ということで両者の間に和済をみた。 すなわち生布数合は「晒布年々不捌」につき「数合共他所行手広ニ その分は他所行の得意名簿よりけずる、 奈良晒布の衰退的状況の中にあって、 この和済の内容では、 四との両三年間注文のこな 生布数合はこの他所行商人 以来の得意先名簿をつく 生布数合が生産および 出した。 布 不 捌 奈良晒布 ニテ衰 商 享

七七(六三九

近世後期における都市商人(奥田

販売の両方において、 ギルド的束縛をやぶり積極的に行動しようとしているが、いずれもが、以上のごとく敗北

パ 株仲間解放をめぐる直買問題

しているわけである。

しい。問屋に買わせる。対。他国に青苧あれば知らせてほす。 他国に青苧あれば知らせてほ青 学問屋を通して 買え、 直買 反	たしと大仲間に申出。 より問屋中買に口銭を出し直買し 青苧上もの不足につき西在方誂屋	文政八年一二月
反対	を出す。 次第買付けたい。但し問屋に口銭 元草払底につき他国にて苧見付け	文化五年一二月
っている。新規之儀につき反対。対をもって、いささかの口銭でう青苧中買より誂屋へ代銀延縮の応	直買したし。 高値につき、口銭を出し問屋より 中買よりの青苧が二~三○○匁も	文化二年一〇月
青苧中買の見解	生布数合の要求	

さて寛政以降生布中買が青 学絈購入について青苧中買と 対立している状況は、史料で 知られるかぎりを列挙すれば (6)

題は青苧元草払底ということであった。生布数合は右にあげたようにいく度も直買によって元草を入手しようと 原料部門における最大の問 幕末における奈良晒布生産

規制力は依然として強かったとみるべきである。 計ったが青苧中買絈屋の反対にあって、それを実現することができなかった。都市ギルド商人として青苧中買の

対して晒布関係業者は「権現様之御由緒」ある当地第一の商売であることを申立てたが、もちろんとりあげられ 三年(一八四二)三月十四日に発令されている。すなわちその日惣年寄、 そうした中で周知のように天保十二年(一八四一)の問屋株仲間解放令が出された。奈良においては翌天保十 町代より解放令が通達された。これに

二つの対応の仕方があった。株仲間再興は奈良では安政元年(一八五四)四月におこなわれている。(*) 方のうちにも「誠ニ歎ヶ敷事ニ御座候」というものと、「乍併跡ハ手広ニ商内出来宜事ト申仁モ御座候」といら 合札引上、 結局、 四新しく「布方世話人」をつくるというかたちで株仲間停止令が実施された。 → 晒問屋は問屋と唱えること相成らず、 日大仲間、数合頭また組頭の名称の廃止、日三月廿一日に数 この解放令に対して布

ころは、 買を禁止した(安政二年三月七日)。 これに対して生布中買誂屋は根ずよく直買を願出した。 その理由としたと 前之通再興被仰付候趣相弁如前々他国絈者青苧中買絈屋仲ヶ間之外ニテ買入候儀を相止メ可申候」と申渡し、直 処近頃他国絈直買いたし遺用之余分を外々江売渡候由於実事者商法猥ニ相成布方惣体商売筋衰微之基ニ付文化以 大和絈ト唱候外伊賀加賀越中等都而他国出来之絈者青苧中買絈屋仲ヶ間之者ニ限リ買入生布誂屋共ニ売込仕来候 布類と交換で絈を買っているが、これ兼商売であり、また絈高値を結果するから、かかる直買を禁止してほしい になった。まず青苧中買は、再興後、 彼らであったと思われる。 と願出した(安政二年二月末日)。そのため奉行所は生布中買仲ヶ間、 てきたところであるが、株仲間解放は彼らにとって好機を与えた。「手広ニ商内出来宜事」としたのはおそらく たのであるが、そのことをつぎにのべたい。生布中買の元草買入自由―青苧、絈直買の執拗なる要求はすでにみ(9) 「他国絈直買につき」現在の姿を以て青苧中買に加入したいと要求した さきにのべたところとかわらないが既往の多くの他国絈直買の事実をあげ、 ことにその再興時に青苧中買と生布中買との間に青苧粕直買をめぐってはげしい対立が生じ したがって安政元年の株仲間再興にあたっては、 生布中買誂屋のうち手元よろしきものは他国絈を直買し、 同誂屋に「其方共儀生布元草青苧絈之内 (安政二年三月二十四日、 生布中買の他国舶直買が重大な問題 生布中 ・買誂屋十六人より 他所行商人また 五月九日、 Ŧi.

(六四一)

譲渡はできぬとした。 両者の和済が成立し、 加盟 を許すべきである、但し十六人以上にはふやさず、絈値段を引上げないようにするという答申を奉行所に出した 布中買誂屋をやめよとした(安政二年六月十三日)。 の例があったが文化以前にはないから兼商売のままでは仲ヶ間に加入せしめられない。 月十九日)。 (安政二年六月二十四日)、結局同安政二年七月十日、 (新株として)を承認し、平六ら十四人は伊賀絈に限り、長八ら二人は北国絈にかぎって直買を許すことで 青苧中買は、 奉行所もその旨を申渡している。もちろんとの十六人以外の直買は禁止され、 これも前と同じであるが、 しかし惣年寄はこの件について兼商売のまま十六人の直買 直買のため絈値段がつり上げられる、 以前よりの直買の事実を認め十六人の青苧中買への 強いて加入したけれ 株解放中少 また新株の 々 0 直買 ば

明治2年 安政二年のこの青苧中買と生布中買誂屋との間の絈直買をめぐる対立は、右のように十六人が絈直買が許され 始 263,540 82,200 1~9 月分 年頭八朔礼金は中間一体として出しているので、 ることによって生布数合側の勝利になった。 しかし青苧中買絈屋はこの新株に対して、 別に右の十六人からは出さしめないようにし 例えば

		T				
		慶凡	33年	明治	元年	
伊賀絈		383	新 3,000	316,700 174,500 は 1~9 月		
越中絈		20	205,100		174,500	
((注)		2年	t 1~	~9 月	
いても、すでにのべたごとく生布数合よりの侵蝕はあったとはいえ、なお青苧中買が原料絈の	れよりもむしろ増加しているのは、青苧取扱量とあわせてみなければならぬが、維新当時にお	後の青苧中買の他国絈取扱高は上表のごとくになっている。さきに示した天保元年、二年のそ	治	その後の青苧中買絈屋のうごきについてはそれをしめす史料がないのでよくわからない。明	てほしいと奉行所用人中に申入れているごとく新株の独自な発展を押えようとしている。	

掌握に根強い力をもっていたことを考えせしめる。維新後の奈良晒布の産額は明治七~九年では一ヶ年平均一九

○○○疋、一○~一三年では二五○○○疋となっており、幕末の四・五万疋にくらべても減少している。原料苧(fi)

1 旧田村氏所蔵文書 もそのころには野州産麻あるいは南京麻絈が用いられるようになる。(ユン)

- 2 右 同
- 3 右 同

 $\widehat{4}$

右

同

- 5 右 同
- 6 右 同

「永代録」 (奈良脇戸町の町代記)。

7

- 8 旧田村氏所蔵文書。
- 9 右同。以下この直買問題についてはすべて同文書による。
- 10 旧田村氏所蔵文書。
- $\widehat{11}$ 右 同
- $\widehat{12}$ 右 同

青苧市場の構造と都市商人

奈良晒布はすでにみたように晒問屋および他所行商人によって主として三都の呉服商人に販売せられる。武士

近世後期における都市商人(奥田)

(六四三)

ない。 市場が成立している場合が多い。またその生産品が奢侈品から実用品へ、あるいは実用品から奢侈品へとの変動市場が成立している場合が多い。またその生産品が奢侈品から実用品へ、あるいは実用品から奢侈品へとの変動 ないように、奈良奉行より工作してほしいと願い出ている事実がみえている。(2) および都市上層の高級衣料品として都市にその販売市場をもっていた。この性格は幕末にいたるまでかわって 売市場とする形態はかわらなかった。 って、 以外に農民的 ついて都市市場を拡大しようとしたことを示している。もともといわば高級衣料品である奈良晒布では都 二万一千疋となる)願い下げして実現はしなかった。あるいは、 設しようとした。この直売場開設計画は結局は、江戸呉服問屋が旧来より五○○○疋買増することによって 地方的な市場ができたわけではない。そうした販売市場の仕組のため木津や伊賀のいわば在郷の布問屋は奈良布 いわゆる遠隔地間取引として全国流通市場に投入されるが、 奈良晒布が不捌になった文政五年(一八二二)、奈良布方は江戸に晒布直売場を奈良奉行の支援をえて開 その販売市場の構造が変化する場合もある。 地方市場を開拓してゆける性質のものでなかった。 木津あるいは伊賀などに成立した晒布の販売市場も三都であって、(5) ところが奈良晒布の場合は一貫して都市とくに三都を販 木綿織なども在方また町方の問屋中買商人によ 幕末のころ武士町人に奈良布以外の晒布 同時にその生産地帯を包含する局地的な地方 これらのことは、 領主権力に結び そこに を用 市 市場 計

かろうか。 期における晒布の生産は奈良に集中していたと考えられ、 ここでみておきたい。 奈良における青苧取引方法についてさきにのべたが、 近世中後期には、 近世における青苧の産地は冒頭にしるしたどとく米沢、最上、会津地方であるが、近世前 越後縮布、 能登布、 高宮布はじめ各地に麻織物の生産がみられるにいたって、それ 青苧の全国的な流通の状況はどのようであったかを一応 そのさい原料青苧は米沢藩蔵苧を中心としたのでは

方に圧迫されざるをえなかった。

長し、 生産地との青苧および絈の流通径路は図示すればつぎのように考えられる。 たように、各地苧商人によっても布・絈の生産地に販売されたわけであるが、近世中期・ ける青苧生産は近世中期以降急速に発展し、 に応じて東北における青苧の生産も増大してきた。最上苧は羽州村山地帯に産する青苧であるが、この地方にお 集荷された青苧は商人苧として各地に販売せられた。商人苧はもちろん在方荷主だけでなく、(6) 宝暦―寛政のころ最盛期であったとされる。そこでは在方荷主が成 後期の各布産地と青苧 さきにのべ

会津、 まず越後であるが 米沢、 最上の三産地から購入され、 縮布は安永・天明年間には二〇万反を超える生産をしめしたが、 最盛期には三万貫以上の青苧が使用され、 小千谷にはそれを扱う巨大 この越後縮布 Ó 原料苧は

最 米 沢 苧 会津苧 米沢蔵苧 越後 (商学) 加賀布 加越能 賀中登 紿 京都 高宮布 近江 野州晒 大阪 伊賀 木津 布 奈良晒布 実線は青苧 点線は絈 中

は天保六年(一八三五)の両郡 ○疋という外知ることはできないが、(9) は六一○駄で、残りは上州苧であった。(∞) 苧絈の出来高一六八○駄のうち、 出をもみた。越中高岡の文化十年(一八一三) な青苧商人が存在したといわれている。(?) 生産高は明治十五年鹿島 製したのは八四○駄で、その半ばにあたり、 (能登布、 加賀の北国三国については 八溝布、 加賀布)とならんで絈纜の 羽昨両郡で約三三〇〇 の苧絈出来高二五 羽州苧をもっ との 絈につい 能登、 能登布の 地方は 地苧 越 布

八三(六四五)

豊後、 貫余) 銀を前貸している形態がみられたが、天保六年には前貸を止めるかわりに取引値段の引上げをはかっている。(エ) 引にあたったのではなかろうか。大阪市史の元文元年諸色登高幷銀高表では、苧九五○○○貫余(銀高一○七三 きにのべたように原料青苧は奈良から逆にもち込まれたことがあるが、近世中期は加賀絈は多数奈良に搬入され ○駄とされている。 と同時に東北より直接青苧が購入されたことが知られる。京都、 豆田氏の論文によれば、 ている。 七万六千貫にくらべて尨大な量になるが、羽州産以外はおそらく苧麻であろう。木津布および伊賀絈については 因幡の十二ヶ国があがっている。(12) が大阪に入荷している。その産地は武蔵、石見、安芸、但馬、 中買人によって集められ、「江州絈商人」に送られている。その際江州絈商人より能登の絈中買人に仕入 北国三国では地苧も使われたが、多くは商人苧が購入された。 との原料苧には最上苧が移入されていたようである。(19) 最上苧が在方荷主によって京都、 九万五千貫は元文二年奈良に入荷した蔵苧、商苧あわせて一九〇〇駄約 奈良、 大阪の青苧商人は主として奈良に送る青苧の取 高岡、江州におくられているが、 信濃、下野、 近江の高宮布 加賀の布生産の状況はわからない。 出 (野州晒) (羽)、若狭、 の原料は能登の 北国絈の使用 越前、 備後、 伊 さ

苧が奈良にもたらされたのではないかと考えられる。それが、各地における布絈生産の発展、一方奈良晒布の衰 上地方が前記のごとくであるのと考え合せると、近世前期においては、最上、米沢、会津のほとんどすべての青 り、これに要する原料青苧は約三三○○駄と計算される。 八〇〇~一〇〇〇駄の産出をみたとされているが、奈良晒布の最盛期(寛文―元禄)には約四〇万疋の生産があ 右の元文二年の一九〇〇駄は生布約二三万疋分の青苧にあたる。宝暦―寛政の最上苧生産の最盛期には年産約(3) 東北地方の青苧生産の発展過程はよくわからぬが、 村

すでにのべた

として奈良に送くられていたのが、中後期には北国に送荷されるようになったという指摘は正しいものと思われ 右に概観したような青苧の需給関係が出来ていったのではなかろうか。最上苧など近世前期には主

る。

が多くなって来た時期には彼らはさらにそれに対しても独占的な集荷販売権を獲得したのである。 に荷受資本としての青苧問屋中買がほとんど完全にそれを掌握することができた。そして前述したように他国絈 . ずれにしても、奈良に入荷される青苧は、右のごとき遠隔地取引としてもたらされるものであり、それだけ

布中買六人)がその基金一五〇両を引請けている。 (f) ったようである。(16) 安永―寛政のころ、小干谷より機織法をとりいれ国産青苧による麻布生産をはじめているが、 よりの指示で、 近世において右の如く青苧生産地と生布生産地とは完全に分離し、最後まで結合しなかった。米沢上杉藩では 同じく宇陀、吉野両郡に青苧を植弘めようとし、布方のうち一〇人(晒問屋二人、晒屋一人、生 また奈良においても、 天保二、三年宇陀郡で青苧の試植が計画され、天保七年には奈良奉行所 この計画も実らなかったようであるが、 いずれにしても原料 これは成功しなか

目 中後期には複雑化してきた青苧市場に対処して独占を維持するため、前記したような努力を重ねたが、 生産地と機織地帯との結合は近世の麻織物についてはみられなかったわけである。 したいのは生布中買誂屋との他国絈直買をめぐる問題である。その具体的なことについてはすでにのべたから 原料苧の遠隔地取引のうえに成立しているゆえに青苧中買は全入荷品を把握しえたのであるが、それでも近世

その

大和の諸村で織布せしめようとして、 省略するが、とくに伊賀絈の場合、 伊賀は大和の東に接する地域でありその伊賀の村々に産する絈を直買して、 生布中買の直買問題が生じたわけである。 この直買一件は部分的に成功を

八五 (六四七)

みとめられたとするならば、そのときは絈地域と機織地域とが結びつけられ、生布中買が緞元としてさらに成長 してゆく契機をつかみえたのではないかと考えられる。 みたが、青苧中買の他国絈に対する掌握を根本的に変えたものではなかった。仮りに生布中買の直買が全面 的に

ざるをえなかったにしろ、奈良晒布生産における青苧中買仲ケ間の独占力を認めざるをえないのである。 把握している原料青苧の比重はなお大きいのであって、青苧中買が部分的に生布中買誂屋の他国絈直買をみとめ わせて五八万絈の他国絈は生布約一万五千疋分である。これは嘉永四年の生布産高六万八千疋とおほよそ合致す の他国絈の入荷量は伊賀絈三八万絈、越中絈は二〇万絈であった。四一五駄の青苧は生布約五万疋分であり、 幕末嘉永三年(一八五〇)には青苧問屋中買によって四一五駄の青苧が取扱われている。慶応三年(一八六七) 私は先述らい、近世後期における他国絈の増大を指摘してきたが、しかし幕末期において青苧中買が直接に

現われている。 規模はすでに述べたように、その多くは零細な在出ないし在村の商人である。しかし、 として問屋制的に織屋あるいは農民機屋を直接に支配していたものであるからである。 ち六人が生布中買であることもそれを示しているだろうし、何よりもしばしばいっているように、彼らこそ織元 むしろ生布中買でなかったかと思う。さきに書いた天保七年の青苧試植資金一五〇両を引請けた布方一〇人のう ったとき(両村晒屋は明らかに晒問屋に従属している)、それをいま実証することはできないけれども、(タロン 奈良晒布の全生産販売の機構のなかで、どの商人資本が最も支配的であったのか、 また苧絈の直買問題で知られるように、 しかし結局、その両方とも部分的に成功したが全体として坐折している。 原料及び販売市場に自由な活動を要求していたところにもそれが 晒問屋であるかどうかとい これまでみてきた生布 もちろん生布中買の経営 それは

とくに原料市場に限っていえば、青苧中買が生布中買のそうした要求を押えて、幕末にいたるまで独占的な荷

そうした商品であるから、株仲間組織をもつ青苧中買の存続を最後まで許したのではなかろうか。 受商人たりえたのは、それはやはり、青苧が前述の如き遠隔地間取引の特産品であったことによると思われる。 原料の購入、

製品の販売において、多数の、 かつ絶えず増加するルートをもちえないところに、すなわち絶えず拡大する農民

的、 のではないかと考える。それは他面では、局地市場と遠隔地間取引を考えるさいの問題でもある。 地方的市場をもちえないところに、一つのルートを伝統的に掌握していた都市商人が存続する理由があった

- 1 旧田村氏所蔵文書。
- 2 右
- 3 安藤精一「鳥取藩における在方商業の発達」、経済理論、三五・三六合併号。
- 4 林英夫「尾濃綿織物地帯における商品流通の展開」、歴史学研究、二一九号。
- 5 旧田村氏所蔵文書。
- 6 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産―羽州大蕨村稲村家を中心に―」、 社会経済史学、二二

7

9

「能登生産記」、金沢図書館所蔵。

- 西脇新次郎「小千谷縮布史」
- 8 「高岡史料」 (下巻)、伊豆田前掲論文所引。
- 11 $\widehat{10}$ 右 「能登部町誌」右 同、 および滋賀県史第三巻 同。 (9)(10)については関西学院大学永島福太郎氏より教示をうけた。

近世後期における都市商人(奥田)

八七 (六四九)

- (12) 「大阪市史」第一巻。
- 13 青苧一駄は二四八把であり、生布一疋を仕上げるのに絈樌あわせて二把を要するという計算により算出。
- (4) 伊豆田忠悦、前揭論文。
- (16) 「東北産業
- (16)
 「東北産業経済史」第二巻。

 (17)
 旧田村氏所蔵文書。
- (別) 木村博一、前掲論文。

感謝申上げる。)

この小文はかつて奈良学芸大学木村博一氏との共同研究のさいあつめた史料をもとにまとめたものである。同氏に